

赤ちゃんを中心に広がる笑顔

産後間もない時期の母子への支援を強化



特集①

産後ケア事業

産後の心や体の不調をいち早くケア

心身の不調や育児不安を抱えた母親が、宿泊またはデイサービス（日帰り）により、病院等で育児相談や授乳のケア、母体の回復支援等が受けられるサービスです。施設には母子一緒に滞在し、休息を取ったり、相談をしたりして、ゆったりと過ごすことができます。

- 対象—市内に住所があり、家事・育児に不安を抱え、心身に不調を感じている母親と生後4カ月未満の乳児
- 実施施設—市が委託する病院・診療所・助産所16カ所
- 申請の際、保健師等がお話を伺い、利用が適当とされた方がサービスを受けることができます。詳しくはお問い合わせください 問区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課（☎は9ページ）



	内容	利用料
宿泊型 (1泊2日から、最大7日まで利用可)	・母親の身体的・心理的ケア、保健指導、授乳ケア等 ・育児の相談や指導	1泊2日12,000円 ※以降、1日当たり6,000円加算(1日3食付き。入所・退所日は2食)
デイサービス型 (1日単位で、最大7回まで利用可)	等 ・赤ちゃんの発育や発達のチェック等	1日当たり3,500円(昼食付き)

※利用料には、食事代、おむつ代等を含みます
※市民税非課税世帯または生活保護世帯に該当する方は、利用料の減免制度があります

産婦健康診査の費用助成

産後の心と体の健康チェック

産後は、母体が回復するまでの大切な時期である一方、気持ちが落ち込むなど、心が不安定になりやすい時期でもあります。産後の心と体の健康状態のチェックを受けることで、心身の不調に気づき、その後のケアにつなげることができます。



- 対象—市内に住所があり、平成31年1月1日以降に出産した方
- 助成回数—2回(産後2週間・1カ月頃)
- 健診内容—問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票による確認
- 助成上限額—1回につき5,000円
- 受診方法—県内の登録医療機関(市ホームページでもご覧いただけます)に助成券を持参し、受診します

助成券の交付

- ◆平成30年5月～11月に母子健康手帳を交付された方
12月中旬までに「産婦健康診査助成券」を郵送します。また、他市町村で母子健康手帳の交付を受け、同期間に本市に転入した方にも同様に郵送します
- ◆平成30年12月以降に母子健康手帳の交付を受ける方
お住まいの区の区役所・総合支所で、母子健康手帳と合わせて助成券をお渡しします

産後ケアを行う医療施設でお話を伺いました



院長・佐藤聡二郎さん(左)、看護師長・阿部美由紀さん(右)、事務長・栗村純一さん(後列)

出産し、退院した後の母子に対する支援を平成26年から行っている青葉区の産婦人科「セントマザークリニック」。

「妊娠中から、産後のサポートが得られなさそうで心配と感じるお母さんたちを、ここで支援し続けたいと思い、始めました」と、佐藤院長は産後ケア開始のきっかけを教えてくださいました。実際に育児が始まってみると、思い描いていた育児のイメージとのギャップに苦しみ、憔悴していくお母さんたちの姿も見えてきたとのこと。「全部自分でやらなければいけないと思い、一番に手を借りたいご主人や両親に助けを求められないお母さんも多いです。そういうお母さんたちを支え、上手にサポートが受けられるようにしていきたい」と佐藤院長。

最近、お子さんが産まれたばかりという栗村事務長は、

「少しでもほっとできる場を提供していけたらと思います。家庭以外にもサポートできる場があるということ、たくさんの人に知ってもらいたい」と話します。

「お母さんの思いを受け止めることを第一に考え、『ヘルプ』ではなく『サポート』の気持ちで接しています。利用の仕方はさまざまですので、とにかく眠りたい、授乳や沐浴指導を受けたいなど、お母さんがしたいと思うことを何でも話してください」と阿部看護師長。普段から母親の相談を受けることが多いそうです。

「赤ちゃんのお世話に一生懸命なお母さんたちは、自分のケアは後回しになりがち。つらいとき、困ったときは甘えていいんだよ、サポートを求めているんだよ、ということを伝えていきたいです」と佐藤院長は笑顔で話してくれました。



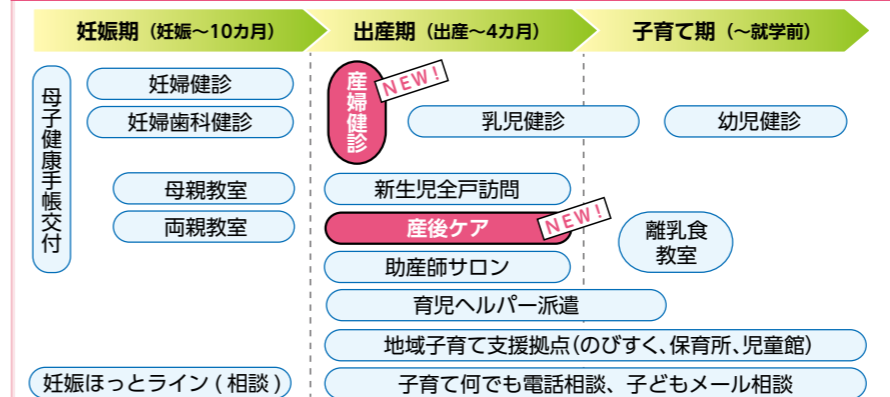
▲話を聞いてもらったり寄り添ってもらったりすることで、心が軽くなるというお母さんも

産後の母親は、出産や育児の疲れから体調が思わしくなかったり、育児に対する不安を抱えたりするなど、心も体も不安定な状態になりやすいものです。赤ちゃんのお世話が待たないに始まり、出産で負担がかかった体を休めることもままなりません。不安や疲労を抱える母親をサポートし、産後の母子が孤立することなく安心して子育てをスタートできるように、市では、平成31年1月から新たに「産婦健康診査の費用助成」と「産後ケア事業」を開始します。「産婦健康診査」では、産後2週間・1カ月の頃に行う母親の心身の健康診査への費用を助成。健診で心身の不調を早い段階で発見し、必要な支援につなげます。また、「産後ケア」では、家事や育児のサポートが受けられず、心身の不調や育児不安を抱える母親に対し、病院等で必要なケアや育児サポートなどを行います。

切れ目のない子育て支援の充実

市では、区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課を「子育て世代

妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない支援



包括支援センター」に位置付け、両親教室や新生児全戸訪問の実施、育児ヘルパー派遣等、妊娠から出産・子育て期にわたる総合的な子育て支援を行っています。産後間もない時期の子育て家庭へのサポート体制を強化することにより、切れ目のない子育て支援をさらに充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めていきます。

この特集に関するお問い合わせは、子供保健福祉課☎214・8189、FAX214・8610